

# 横須賀市報

第1818号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

<b>規 則</b>	
◇都市公園条例施行規則中一部改正……………	14793
<b>告 示</b>	
◇個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び納付すべき費用の額について中一部改正……………	14794
◇港湾施設の概要について中一部改正……………	”
◇横須賀港における港湾管理者が指定する区域及び物件について……………	”
◇横須賀市南体育会館温水プールの供用の再開について……………	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	14795
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	14796
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	”
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	”
◇除却広告物等の保管について……………	”
◇放置自転車等の移動について……………	”
◇道路区域変更及び供用開始について……………	14797
<b>公 告</b>	
◇軽自動車税の納税通知書の公示送達……………	14798
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	”
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	14799
◇指定管理者の公募について……………	”
◇差押財産の公売について……………	”
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	”
◇指定管理者の公募について……………	”
◇指定管理者の公募について……………	14800
◇農用地利用集積計画について……………	”
<b>上下水道局告示</b>	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	”
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について……………	”
◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について……………	14801
◇指定下水道工事店の指定について……………	”
◇指定下水道工事店の所在地の変更について……………	”
<b>上下水道局公告</b>	
◇水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について……………	”
<b>教育委員会規則</b>	
◇教育職員手当等支給規則中一部改正……………	”
<b>選挙管理委員会告示</b>	
◇選挙権を有する方の50分の1の数について……………	”
◇選挙権を有する方の3分の1の数について……………	”
◇選挙権を有する方の6分の1の数について……………	14802
<b>土地開発公社公告</b>	
◇令和2年度横須賀市土地開発公社事業報告について……………	”
◇令和2年度横須賀市土地開発公社決算について……………	”
<b>正 誤</b>	

## 規 則

### 横須賀市規則第79号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月25日

横須賀市長 上地 克明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「しょうぶ園」を「ヴェルニー公園（ティボディエ邸広場の区域に限る。）、しょうぶ園」に改める。

第3条に次の5項を加える。

2 条例第9条第2項の規定によりヴェルニー公園（いこいの広場の区域に限る。）における同条第1項第4号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、同条第2項の規定による申請書の提出の前に、公園内行為許可申請予約申込書（第4号様式）により、当該申請の予約の申込みをすることができる。

3 前項の規定による予約の申込みができる期間は、当該行為をしようとする日の40日前から30日前までとする。この場合において、当該期間の算定については、休日を定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項に規定する本市の休日の日数は、算入しない。

4 第2項に規定する予約の申込みをした者（以下「予約者」という。）が複数いる場合は、抽選により予約の順位を決定する。

5 前項の場合において、予約を辞退した予約者がいるときは、当該辞退をした予約者の後の順位の予約者の予約の順位を繰り上げるものとする。

6 予約者が第10条第1項第1号に規定する期間に条例第9条第2項の規定による申請書の提出をしないときは、当該予約は、無効とする。

第10条第2項中「（平成元年横須賀市条例第10号）」を削る。第2号様式及び第3号様式中「（第3条関係）」を「（第3条第1項関係）」に改める。

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

第 4 号様式 (第 3 条第 2 項関係)

公園内行為許可申請予約申込書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

郵便番号  
住 所  
申 込 者 職 業 名 (電話)

行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 面 積	
使 用 日 時	
そ の 他 必 要 な 事 項	
(事務処理欄)	

第 5 号様式及び第 6 号様式 削除  
附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 117 号 (令和3年6月11日)  
掲 示 済

平成28年横須賀市告示第 108 号 (個人演説会等に必要な設備の程度その他必要な事項及び納付すべき費用の額について)の一部を横須賀市選挙管理委員会の承認を得て次のように改正します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

表中「180」を「170」に、

円	円	円
9,090	27,323	28,771

を

コミュニティセンター条例 (平成19年横須賀市条例第58号) の定めるところによる。
--------------------------------------------

に、

「190」を「180」に、

200
300

を

80
100

に、

「414 300」を「414 323」に、「100」を「150」

に、「無 274」を「無 200」に改め、同表備考に  
関する部分を削る。

横須賀市告示第 119 号 (令和3年6月18日)  
掲 示 済

平成6年横須賀市告示第44号 (港湾施設の概要について)の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行します。  
令和3年6月18日

横須賀市長 上 地 克 明

第12項の表新港臨港道路の項中「1,600.6」を「1,465.2」に改める。

第13項の表新港荷さばき地の項中「14,608」を「15,443」に改める。

第15項の表新港野積場の項中「42,737」を「36,130」に改める。

第18項の表新港港湾施設用地の項中「旅客施設等敷地」の次に「及び港湾管理施設敷地」を加え、「4,821」を「13,852」に改める。

横須賀市告示第 120 号 (令和3年6月18日)  
掲 示 済

港湾法 (昭和25年法律第 218 号) 第37条の11第 1 項の規定に基づき、横須賀港の開発、利用又は保全上の支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、令和3年7月1日から施行します。

その関係図書は、横須賀市みなと振興部港湾管理課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和3年6月18日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 港湾名  
横須賀港
- 2 放置等を禁止する区域  
港湾区域及び臨港地区のうち、別図に示す区域
- 3 放置等を禁止する物件  
船舶、土石、いかだ、竹木、車両、貨物及び貨物の運搬又は保管のために使用する物、工作物、資材並びにコンクリート塊 (別図略)

横須賀市告示第 122 号

横須賀市南体育会館温水プールは、令和3年7月1日から供用を再開します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 123 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
汐入町5丁目1区町内会	新井道正 横須賀市汐入町5丁目2番地	渡邊忠男 横須賀市汐入町5丁目18番地
ライフアソート横須賀サンサタウン自治会	鈴木厚志 横須賀市森崎3丁目15番7-18号	宮本雄二 横須賀市森崎3丁目15番2-9号
コモンシティ浦賀自治会	山本茂樹 横須賀市浦賀5丁目66番16号	水野晶巳 横須賀市浦賀5丁目39番6号
高坂町内会	吉本光雄 横須賀市西浦賀3丁目29番8号	大河原廣喜 横須賀市西浦賀3丁目6番9号
大作町内会	内山眞成 横須賀市野比1丁目48番6号	荒井賢治 横須賀市野比1丁目40番9号

峯町内会	山田 一 美 横須賀市長沢6丁目 22番7号	山田 幸 夫 横須賀市長沢6丁目 14番5号	久留和町内会	細 谷 孝 路 横須賀市秋谷4270番 地 3	新 倉 和 夫 横須賀市秋谷5189番 地
太田和上の里町 内会	渡 部 理 榮 横須賀市太田和5丁 目2615番地の3	服 部 雅 光 横須賀市太田和5丁 目 631 番地	<p>~~~~~</p> <p><b>横須賀市告示第 124 号</b>                  介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。                  令和3年6月25日                  横須賀市長 上 地 克 明</p>		

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 6月1日	セントケア訪問介護 ステーション横須賀	横須賀市汐入町3丁目18 番地スカイテリア 202	訪問介護	横浜市中区太田町四丁目55番地 セントケア神奈川株式会社 代表取締役 平 高 広
同	さくら介護クラブ横 須賀	横須賀市長沢1丁目30番 14号2階	訪問介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協 会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

~~~~~

**横須賀市告示第 125 号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。  
 令和3年6月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日        | 事業所の名称                      | 事業所の所在地                    | サービスの種類       | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                      |
|--------------|-----------------------------|----------------------------|---------------|------------------------------------------------|
| 令和3年<br>6月1日 | リハビリステーション<br>つつ快 きたく<br>り店 | 横須賀市根岸町4丁目26<br>番10号童夢ビル1F | 地域密着型通所介<br>護 | 藤沢市辻堂六丁目20番34号<br>トライフォース株式会社<br>代表取締役 山 田 洋 介 |

~~~~~

**横須賀市告示第 126 号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。  
 令和3年6月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 6月1日	桜ケアプラン横須賀	横須賀市長沢1丁目30番 14号2階	居宅介護支援	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協 会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

~~~~~

**横須賀市告示第 127 号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。  
 令和3年6月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日         | 事業所の名称            | 事業所の所在地               | サービスの種類 | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                              |
|---------------|-------------------|-----------------------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年<br>5月31日 | さくら介護クラブ横<br>須賀   | 横須賀市長沢1丁目30番<br>14号2階 | 訪問介護    | 横浜市戸塚区前田町 501 番地 4 マン<br>ションウイステリア 103 号<br>桜ジャパン株式会社<br>代表取締役 江 頭 瑞 穂 |
| 同             | あゆみ訪問看護ステー<br>ション | 横須賀市長坂3丁目3番<br>5号     | 訪問看護    | 横須賀市安浦町三丁目16番地<br>有限会社きたさと<br>代表取締役 森 ペ ン                              |

~~~~~

**横須賀市告示第 128 号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出がありました。  
 令和3年6月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名

令和3年 5月21日	ケアプラン きずな	横須賀市浜見台1丁目13番5号	居宅介護支援	横須賀市浜見台一丁目13番5号 株式会社絆 代表取締役 福田 政紀
令和3年 5月31日	ピース支援センター	横須賀市根岸町3丁目14番25号グレイス5-103	居宅介護支援	横須賀市東逸見町一丁目45番地 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 小松 三千夫
同	桜ケアプラン横須賀	横須賀市長沢1丁目30番14号2階	居宅介護支援	横浜市戸塚区前田町501番地4マンションウイステリア103号 桜ジャパン株式会社 代表取締役 江頭 瑞穂

横須賀市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。  
令和3年6月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 5月31日	あゆみ訪問看護ステーション	横須賀市長坂3丁目3番5号	介護予防訪問看護	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペン

横須賀市告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。  
令和3年6月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 6月1日	セントケア訪問介護ステーション横須賀	横須賀市汐入町3丁目18番地スカイテリア202	居宅介護	横浜市中区太田町四丁目55番地 セントケア神奈川株式会社 代表取締役 平 高 広
同	はなぶぶ	横須賀市池上4丁目10番11号	同行援護	横須賀市池上四丁目10番11号 一般社団法人はなぶぶ 代表理事 赤穂 キャサリン ケイ

横須賀市告示第131号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和3年6月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和3年 4月1日	株式会社シフト秋谷薬局	横須賀市秋谷1丁目23番22号

横須賀市告示第132号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されている場所	除 却 年 月 日	保 管 期 間

はり札等	17	三春町3丁目・5丁目、佐原5丁目、久里浜1丁目、野比2丁目、長井3丁目及び太田和1丁目地内	令和3年5月6日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
------	----	-----------------------------------------------	-------------------	------------------

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第133号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年6月25日

横須賀市長 上地 克明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和3年5月6日から 同月31日まで	台 53	台 3	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	8	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	23	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	5	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	9	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	31	8	追浜町2丁目、田浦町1丁目、安針台、汐入町4丁目、小川町、三春町1丁目、上町4丁目、佐野町3丁目、公郷町4丁目、平作5丁目・8丁目、鴨居4丁目、佐原1丁目、粟田1丁目、長沢4丁目、長井1丁目、林1丁目及び太田和1丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	横須賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1台につき 1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第134号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年6月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                   | 敷地の幅員           | 延 長          |
|-------|-----|---------------------------------------|-----------------|--------------|
| 1,321 | 旧   | 平作6丁目3203番地先から<br>平作6丁目3255番の19地先まで   | メートル<br>2.7～2.8 | メートル<br>35.5 |
|       | 新   | 平作6丁目3203番地先から<br>平作6丁目3255番の19地先まで   | 2.7～3.4         | 35.5         |
| 7,722 | 旧   | 平作3丁目2146番の3地先から<br>平作3丁目2146番の1地先まで  | 5.9～9.0         | 50.4         |
|       | 新   | 平作3丁目2146番の3地先から<br>平作3丁目2173番の10地先まで | 5.9～9.1         | 50.4         |

# 公 告

## 横須賀市公告第 113 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 税 目            | 備 考 |
|-------|----------------|-----|
| 令和3年度 | 軽自動車税<br>(種別割) | 全期分 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 114 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目            | 備 考                          |
|-------|----------------|------------------------------|
| 令和3年度 | 介護保険料<br>納入通知書 | 5月分の納期限は、令和3年<br>6月30日に変更する。 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 115 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別   | 月 別 | 発付年月日     |
|-------|-------|-----|-----------|
| 令和2年度 | 介護保険料 | 3月分 | 令和3年4月30日 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 116 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考                                     |
|-------|------------------|-----------------------------------------|
| 令和元年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 6月分から3月分までの納期<br>限は、令和3年6月30日に<br>変更する。 |
| 令和2年度 |                  |                                         |
| 令和3年度 |                  | 4月分の納期限は、令和3年<br>6月30日に変更する。            |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 117 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考 |
|-------|------------------|-----|
| 令和2年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 118 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別        | 発付年月日      |
|-------|---------|------------|------------|
| 令和元年度 | 国民健康保険料 | 6月分        | 令和元年7月31日  |
|       |         | 8月分        | 令和元年9月30日  |
|       |         | 9月分        | 令和元年10月30日 |
|       |         | 10月分       | 令和元年11月29日 |
|       |         | 11月分       | 令和元年12月27日 |
|       |         | 12月分       | 令和2年1月31日  |
| 令和2年度 |         | 3月分        | 令和2年4月30日  |
|       |         | 6月分        | 令和2年7月30日  |
|       |         | 7月分        | 令和2年8月28日  |
|       |         | 8月分        | 令和2年9月30日  |
|       |         | 9月分        | 令和2年10月30日 |
|       |         | 10月分       | 令和2年11月30日 |
|       | 11月分    | 令和2年12月28日 |            |
| 令和3年度 | 12月分    | 令和3年1月29日  |            |
|       | 1月分     | 令和3年2月26日  |            |
|       | 2月分     | 令和3年3月31日  |            |
|       |         | 3月分        | 令和3年4月30日  |

(別紙略)

## 横須賀市公告第 119 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 120 号 (令和3年6月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別 | 発付年月日     |
|-------|------------|-----|-----------|
| 令和2年度 | 後期高齢者医療保険料 | 3月分 | 令和3年3月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 121 号

文化会館条例(昭和40年横須賀市条例第12号)第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称        | 所 在 地           |
|------------|-----------------|
| 横須賀市文化会館   | 横須賀市深田台50番地     |
| 横須賀市はまゆう会館 | 横須賀市衣笠栄町1丁目47番地 |

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
文化会館条例第4条、第8条及び第9条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件  
法人その他の団体
- 4 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
  - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
    - ア 配布場所  
横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
    - イ 申請場所  
横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課
  - (2) 提出書類
    - ア 申請書
    - イ 事業計画書
    - ウ 文化会館条例施行規則(昭和40年横須賀市規則第29号)第2条第2項に規定する図書等
  - (3) 申請期間  
令和3年8月23日から同月27日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
  - (4) 説明会の日時及び場所
    - ア 日時 令和3年7月21日午前10時
    - イ 場所 横須賀市文化会館中ホール
  - (5) 提出方法  
持参
  - (6) 問い合わせ先  
横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課  
詳細は、横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 122 号 (令和3年6月25日 掲 示 済)

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 123 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
 横浜 横須賀 43-41  
 横浜 横須賀 ・ 178

横須賀市公告第 124 号

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第5条及び港湾緑地条例(平成4年横須賀市条例第28号)第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称         | 所 在 地          |
|-------------|----------------|
| ヴェルニー公園     | 横須賀市汐入町1丁目1番1  |
| 三笠公園        | 横須賀市稲岡町82番14   |
| 平和中央公園      | 横須賀市深田台19番1    |
| 横須賀市立海辺つり公園 | 横須賀市平成町3丁目1番地  |
| 横須賀市立うみかぜ公園 | 横須賀市平成町3丁目23番地 |

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
都市公園条例第4条、第12条及び別表第2並びに港湾緑地条例第4条及び第8条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件  
法人その他の団体
- 4 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
  - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
    - ア 申請書の配布場所  
横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
    - イ 申請場所  
横須賀市環境政策部公園管理課
  - (2) 提出書類
    - ア 申請書
    - イ 事業計画書
    - ウ 都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号)第2条第2項及び港湾緑地条例施行規則(平成4年横須賀市規則第22号)第2条第2項に規定する図書等
  - (3) 申請期間  
令和3年8月27日から同月31日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
  - (4) 説明会の日時及び場所
    - ア 日時 令和3年7月20日午前9時30分
    - イ 場所 横須賀市役所301会議室
  - (5) 提出方法  
持参
  - (6) 問い合わせ先

横須賀市環境政策部公園管理課  
 詳細は、横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 125 号

横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第6条の4の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。  
 令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称          | 所 在 地           |
|--------------|-----------------|
| 北下浦海岸通り駐車場   | 横須賀市野比2丁目194番9  |
| 北下浦海岸通り臨時駐車場 | 横須賀市野比2丁目200番地先 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

横須賀市漁港管理条例第6条の3及び第10条の2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市みなと振興部水産振興課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 漁港漁場整備法等施行取扱規則（昭和42年横須賀市規則第13号）第6条の3第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和3年8月18日から同月25日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月20日午前10時

イ 場所 横須賀市役所 302 会議室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市みなと振興部水産振興課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 126 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明  
記の1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷字大崩5647番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦郡葉山町堀内1148番地  
岩 田 勇 人

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷5472番地  
新 倉 昌 子

記の2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目4492番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲 野 翔

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市久里浜5丁目13番24号  
鈴 木 トミ子

記の3

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3769番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目5番39号  
肥 田 ナヲ子

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山 崎 充 代

記の4

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林3丁目159番1及び林4丁目1154番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番1号  
岩 沢 清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市追浜町2丁目70番地  
徳 間 寿 子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第23号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名  | 所 在 地               | 指定年月日        | 有効期限         |
|------|------------|-------|---------------------|--------------|--------------|
| 584  | 不二公業株式会社   | 小 原 智 | 千葉県船橋市金杉町 893 番地の 1 | 令和3年<br>6月7日 | 令和8年<br>6月6日 |

横須賀市上下水道局告示第24号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和3年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所 在 地 | 届出年月日 |
|------|------------|------|-------|-------|
|------|------------|------|-------|-------|

|     |            |         |                     |           |
|-----|------------|---------|---------------------|-----------|
| 577 | 有限会社ライフガード | 松 村 雅 延 | 横須賀市森崎一丁目10番30-204号 | 令和3年5月25日 |
|-----|------------|---------|---------------------|-----------|

横須賀市上下水道局告示第25号 (令和3年6月25日 掲 示 済)

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和3年7月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和3年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称              |
|------------------|---------|---------|---------------------------|
| 根岸町2丁目の一部        |         |         | 横須賀市三春町2丁目1番地<br>横須賀市下町浄化 |

|          |        |     |                              |
|----------|--------|-----|------------------------------|
| 長井1丁目の一部 | 別図のとおり | 分流式 | センター                         |
|          |        |     | 横須賀市長坂2丁目2番2号<br>横須賀市西浄化センター |

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第26号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第2条の規定に基づき、令和3年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和3年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工事店名     | 代表者名    | 所在地          | 指定年月日     |
|-------|----------|---------|--------------|-----------|
| 須 403 | 谷商設備株式会社 | 平 野 靖 和 | 横浜市旭区本宿町78番地 | 令和3年6月10日 |

横須賀市上下水道局告示第27号

令和元年横須賀市上下水道局告示第2号により指定した指定下水道工事店株式会社カンパイ及び令和2年横須賀市上下水道局告示第2号により指定した指定下水道工事店鈴木総合事務所

は、次のとおり所在地を変更しました。

令和3年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工事店名     | 代表者名    | 所在地                    |                      |
|-------|----------|---------|------------------------|----------------------|
|       |          |         | 新                      | 旧                    |
| 須 379 | 株式会社カンパイ | 桑 原 正 幸 | 横浜市神奈川区三枚町248番地6       | 横浜市港北区烏山町1030番地      |
| 須 387 | 鈴木総合事務所  | 鈴 木 啓 悟 | 横浜市金沢区東朝比奈3丁目16番C-310号 | 横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53番地115 |

## 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第3号 (令和3年6月25日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。

令和3年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

(次のとおりは略)

## 教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第10号 (令和3年6月1日 掲 示 済)

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則(昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の6第1項の表中「145号給」を「142号給」に、「144号給」を「141号給」に改め、同条第2項中「145号給」

を「142号給」に、「153号給」を「149号給」に、「144号給」を「141号給」に、「102号給以上152号給」を「101号給以上148号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第9号 (令和3年6月1日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,763です。

令和3年6月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第10号 (令和3年6月1日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、112,711です。

令和3年6月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山口 道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第11号 (令和3年6月1日)  
掲示

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,356です。

令和3年6月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

## 土地開発公社公告

## 横須賀市土地開発公社公告第3号

令和2年度横須賀市土地開発公社事業報告は、5月31日理事会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和3年6月25日

横須賀市土地開発公社  
理事長 石渡 修

令和2年度横須賀市土地開発公社事業報告書  
本年度は保有土地の管理等の事業を行った。これらの事業実績及び運営状況は、次のとおりである。

## 1 事業実績

## (1) 用地管理事業

| 用地名          | 面積                     | 取得年度   |
|--------------|------------------------|--------|
| 佐原地区文教施設建設用地 | 10,000.31 <sup>㎡</sup> | 平成16年度 |

## (2) 用地賃貸事業

| 用地名        | 面積                     | 賃貸開始年度 |
|------------|------------------------|--------|
| 馬堀海岸地区賃貸用地 | 12,682.09 <sup>㎡</sup> | 平成22年度 |

## (3) 土地保有状況

## ア 公有用地(佐原地区文教施設建設用地)

| 区分    | 面積                     | 金額                       |
|-------|------------------------|--------------------------|
| 期首残高  | 10,000.31 <sup>㎡</sup> | 523,697,828 <sup>円</sup> |
| 当期増減高 | 0                      | △4,985,329               |
| 期末残高  | 10,000.31              | 518,712,499              |

## イ 賃貸用地(馬堀海岸地区賃貸用地)

| 区分    | 面積                     | 金額                         |
|-------|------------------------|----------------------------|
| 期首残高  | 12,682.09 <sup>㎡</sup> | 1,860,940,296 <sup>円</sup> |
| 当期増減高 | 0                      | 0                          |
| 期末残高  | 12,682.09              | 1,860,940,296              |

## 2 決算収支

| 区分   | 金額                      |
|------|-------------------------|
| 総収益  | 20,489,359 <sup>円</sup> |
| 総費用  | 19,198,945              |
| 差引利益 | 1,290,414               |

## 3 借入金

| 借入区分  | 長期借入金                      | 合計                         |
|-------|----------------------------|----------------------------|
| 期首残高  | 2,380,000,000 <sup>円</sup> | 2,380,000,000 <sup>円</sup> |
| 当期増減高 | 0                          | 0                          |
| 期末残高  | 2,380,000,000              | 2,380,000,000              |

## 4 業務の運営

## (1) 会議

## 理事会

第1回 令和2年5月27日 令和元年度事業報告及び決算

第2回 令和3年3月12日 令和3年度事業計画及び予算

## (2) 人事

ア 役員数 7人

理事 6人

監事 1人

イ 職員数 6人

(令和3年3月末現在)

## 横須賀市土地開発公社公告第4号

令和2年度横須賀市土地開発公社決算は、5月31日理事会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和3年6月25日

横須賀市土地開発公社  
理事長 石渡 修

令和2年度横須賀市土地開発公社損益計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

|                |            |                         |
|----------------|------------|-------------------------|
| 1 事業収益         |            |                         |
| (1) 土地造成事業収益   | 20,475,000 | 20,475,000              |
| 事業総利益          |            | <u>20,475,000</u>       |
| 2 販売費及び一般管理費   |            |                         |
| (1) 販売費及び一般管理費 | 7,467,512  | 7,467,512               |
| 事業利益           |            | <u>13,007,488</u>       |
| 3 事業外収益        |            |                         |
| (1) 受取利息       | 5,479      |                         |
| (2) 雑収益        | 8,880      | 14,359                  |
| 4 事業外費用        |            |                         |
| (1) 支払利息       | 10,631,433 |                         |
| (2) 手数料        | 1,100,000  | 11,731,433              |
| 経常利益           |            | <u>1,290,414</u>        |
| 当期純利益          |            | <u><u>1,290,414</u></u> |

令和2年度横須賀市土地開発公社貸借対照表  
(令和3年3月31日)

(単位 円)

|              |                      |                             |
|--------------|----------------------|-----------------------------|
| 資 産 の 部      |                      |                             |
| 1 流動資産       |                      |                             |
| (1) 現金及び預金   | 120,572,336          |                             |
| (2) 公有用地     | <u>518,712,499</u>   |                             |
| 流動資産合計       |                      | 639,284,835                 |
| 2 固定資産       |                      |                             |
| (1) 無形固定資産   |                      |                             |
| その他          | 57,600               |                             |
| (2) 投資その他の資産 |                      |                             |
| 賃貸事業の用に供する土地 | <u>1,860,940,296</u> |                             |
| 固定資産合計       |                      | <u>1,860,997,896</u>        |
| 資産合計         |                      | <u><u>2,500,282,731</u></u> |
| 負 債 の 部      |                      |                             |
| 1 流動負債       |                      |                             |
| (1) 未払金      | 50,000               |                             |
| (2) 前受金      | <u>4,285,483</u>     |                             |
| 流動負債合計       |                      | 4,335,483                   |
| 2 固定負債       |                      |                             |
| (1) 長期借入金    | 2,380,000,000        |                             |
| (2) 受入保証金    | <u>37,800,000</u>    |                             |
| 固定負債合計       |                      | <u>2,417,800,000</u>        |
| 負債合計         |                      | <u><u>2,422,135,483</u></u> |
| 資 本 の 部      |                      |                             |
| 1 資本金        |                      |                             |
| (1) 基本財産     | <u>10,000,000</u>    |                             |
| 資本金合計        |                      | 10,000,000                  |
| 2 準備金        |                      |                             |
| (1) 前期繰越準備金  | 66,856,834           |                             |
| (2) 当期純利益    | <u>1,290,414</u>     |                             |
| 準備金合計        |                      | <u>68,147,248</u>           |
| 資本合計         |                      | <u>78,147,248</u>           |
| 負債資本合計       |                      | <u><u>2,500,282,731</u></u> |

注 記 事 項

(重要な会計方針)

- たな卸資産の評価基準及び評価方法  
公有用地 … 個別法による原価法
  - 固定資産の減価償却の方法  
無形固定資産 … 定額法によっています。
  - 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理 … 税込方式によっています。
- (貸借対照表の注記)
- 長期借入金については、横須賀市の債務保証を受けています。

正

誤

令和3年5月25日付け横須賀市報第1816号 14769 ページ横須賀市規則第70号中「横須賀市規則第70号」は「横須賀市規則第72号」の、同ページ横須賀市規則第71号中「横須賀市規則第71号」は「横須賀市規則第73号」のいずれも誤り

令和3年5月27日付け横須賀市報号外第15号 1 ページ横須賀市告示第101号中「横須賀市告示第101号」は「横須賀市告示第111号」の誤り

令和3年6月10日付け横須賀市報第1817号 14777 ページ横須賀市規則第72号中「横須賀市規則第72号」は「横須賀市規則第74号」の誤り